

紅葉台活用に関するサウンディング型市場調査 実施要項

令和7年4月8日
鳴沢エリア振興検討委員会

1. 調査の目的

鳴沢エリア振興検討委員会(※)では、鳴沢エリアの高付加価値化につなげることを目的に、山梨県南都留郡鳴沢村に位置する紅葉台を活用した地域振興策を検討しております。

今回、上記振興策を検討するにあたって、広く民間事業者等の意見等を聞くためサウンディング型市場調査を実施するものです。

※ 山梨県南都留郡鳴沢村を中心とした鳴沢エリアの振興に向け、地域団体、地域事業者、地方公共団体等が連携・協力し、集合知を発揮することにより、鳴沢エリアの高付加価値化につなげることを目的とした組織。

2. 対象エリアの概要

対象エリア	紅葉台及びその周辺エリア
所在地 (紅葉台)	山梨県南都留郡鳴沢村  出典：Google Earth
既存建物	紅葉台レストハウス(民間所有) 所在地：山梨県鳴沢村8527 

規制関係	別紙資料①のとおり
留意事項	周辺エリアについては鳴沢村内で市町村や財産区が所有する土地とする。 (別紙資料②のとおり) ※鳴沢村所有地の一部(紅葉台周辺を含む)は登記上の所有者は鳴沢村ですが、実質的な所有者は鳴沢村第一区となります。 鳴沢エリア振興検討委員会の委員による紅葉台の振興に係る主な意見等は別紙資料③のとおりです。 ※紅葉台の詳細については、次の鳴沢村ホームページもご参照ください。 紅葉台 鳴沢村 公式観光サイト なるさわ散策ガイド

3. スケジュール

実施要項の公表	令和 7 年4月7日(月)
サウンディング参加申込期限	令和 7 年5月9日(金)
サウンディング実施日時及び場所の連絡	令和 7 年5月26日(月)又は5月29日(木) (時間未定) 山梨県庁内会議室(予定)
実施結果概要の公表	令和 7 年6月(予定)

4. サウンディングの内容

(1) サウンディングの対象

対象施設等の利活用による事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ
 ※ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生・再生手続き中の者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団に該当する者
- ④ 県税、市町村民税等を滞納している者
- ⑤ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

(2) サウンディングの項目

- ・事業のアイデアに関する提案
- ・実施する事業の内容、整備する施設の内容等に関する提案
- ・事業方式に関する提案
- ・地域貢献や環境対策に関する提案
- ・事業の対象範囲、事業期間等の諸条件に関する提案

5. サウンディングの手続き

(1) サウンディングの参加申し込み

サウンディングの参加を希望する場合は、別紙様式①のエントリーシートと別紙様式②の誓約書に必要事項を記入し、件名を【紅葉台サウンディング参加申込】として、申込先へEメールにてご提出ください。

① 申込受付期間

令和 7 年 4 月14日(月)～令和 7 年5月9日(金) 午後 5 時

② 申込先

7. 問い合わせ先 のとおり

(2) サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申込のあったグループの担当者あてに、実施日時及び場所をEメールにて連絡します。希望に沿えない場合もありますので、予めご了承ください。

(3) サウンディングの実施

① 実施日時(予定)

令和 7 年 5 月26日(月)、29日(木)(時間未定)

② 所要時間

30 分程度(質疑含む予定時間)

③ 場所

山梨県庁内会議室(予定)

住所:山梨県甲府市丸の内1-6-1

④ その他

サウンディングは鳴沢村振興検討委員会の中で実施します。

サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。

サウンディングの実施に際して、資料提出は計 20 部ご持参ください。

(4) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

6. 留意事項

(1) 参加事業者の取り扱い

サウンディングの結果、鳴沢エリア振興検討委員会で優れた評価を得た場合、提案内容をもとに事業の実施主体者として決定し、本委員会の委員として参加していただくことがあります。

また、実施主体者となる場合、事業に要する土地は借り受けとなりますので、貸付条件等は協議により決定いたします。

(2)費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

7. 問い合わせ先

質問等がある場合は下記の連絡先までお問い合わせください。

鳴沢エリア振興検討委員会事務局

担 当 山梨県高度政策推進局 齋藤・駒形・中込

住 所 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

電話番号 055-223-1842

メールアドレス koudo@pref.yamanashi.lg.jp